

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事から通知があったので，次のとおり公表する。

令和2年8月3日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	舘静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

(指摘事項)

監査対象機関名 流域下水道事務所	監査実施年月日 令和2年3月23日
○監査の結果 固定資産について、定期的な実地照合を行わなかったこと、さらに除却した固定資産の一部を貸借対照表から除外せず誤った決算の整理をしていたことは適切でない。	
○措置状況 固定資産の定期的な実地照合については、令和2年4月13日付けで改正された「茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の固定資産実地確認要領」に基づき、毎年9月末に「固定資産台帳」と現物との照合を行い、その結果を10月末までに下水道課へ報告することとした。 また、資産の更新等の際には用途廃止する資産の処分報告に漏れないように、処分報告を行う事務所総務課と各課・各浄化センターとの連携を図り、複数職員による相互チェックをこれまで以上に徹底し、適切な管理に努めることとした。 なお、令和元年度（7月～11月）において実地調査を行い、令和元年度の決算整理において、既に除却した固定資産の一部を貸借対照表から除外する処理を行うよう下水道課へ報告した。	